

○「地方公務員災害補償法第 59 条関係事務の取扱いについて」（昭和 43 年 5 月 10 日地基補第 151 号）等の見直しについて

〔平成 24 年 3 月 23 日事務連絡〕
各支部事務長あて訟務課長

求償・免責事務の取扱いについては、平成 24 年 2 月 1 日付け地基訟第 9 号により見直す旨を通知し、平成 24 年 3 月 23 日付け地基訟 27 号、同日付け地基訟 28 号、同日付け地基訟 29 号、同日付け地基訟 30 号及び同日付け地基訟 31 号のとおり、求償・免責事務の取扱いを見直すとともに、各支部の事務負担の軽減を図るため、関係する理事長通知等を改正したところです。求償・免責事務に係る留意事項等は、下記のとおりですので、参考までにお知らせするとともに、今後の事務の取扱いに留意願います。

記

I 求償・免責事務の取扱いの見直し

1 改正の主な内容

平成 24 年 2 月 1 日付け地基訟第 9 号で通知したとおりの見直しを行うものです。

2 改正後の求償・免責事務に係る留意事項

平成 24 年 4 月 1 日以後に発生した第三者加害事案の求償・免責事務に係る留意事項は以下のとおりです。

(1) 補償先行事案

① 損害保険会社等への連絡及び求償

療養補償、障害補償一時金及び年金等の事案において、補償の期間が 3 年を超える場合は、「地方公務員災害補償法第 59 条関係事務の取扱いについて」（昭和 43 年 5 月 10 日地基補第 151 号理事長通知、以下「151 号通知」という。）に基づき、損害保険会社等へ「3 年を超えて求償する」ことになる旨を、事前に連絡してください。特に、年金事案については、従来と求償の取扱いが大きく異なりますので、留意願います。

また、第三者が契約している損害保険会社等は、自賠責保険会社と任意保険会社が異なる場合があります。この場合は、求償開始時点から任意保険会社へ自賠責保険分を含めた一括求償を行う等、時効とならないよう今後は特に留意してください。

（求償開始時点において、自賠責保険会社に対して限度額まで求償し、災害発生日から 3 年経過後、任意保険会社に対して残額を求償した場合、任意保険会社から時効を援用される可能性があります。）

基金が請求しうる損害額（基金が求償する逸失利益の額等）は、151 号通知別紙に定める方法により計算し、その額を基本として、損害保険会社等と調整を行ってください。上記の調整が整った後、第三者に対して、損害額及び内訳を求償権取得通知書により通知してください。

② 被災職員等受給権者に対する助言

従来の取扱いと異なり、療養補償、障害補償一時金、年金等の事案について、基

金の請求しうる損害額を明らかにする必要があります。特に年金事案について、被災職員等受給権者（以下「被災職員」という。）が、第三者と示談を締結しようとする際は、事前に示談の内容を基金に提出するよう求めてください。被災職員が示談の内容を提出した後、支部担当者は、示談の内容が適切であるか確認し、示談書等に基金が請求しうる損害額（基金が求償する逸失利益の額等）及びその積算内訳を必ず記載するよう助言してください。

③その他

被災職員と第三者との間で、示談が災害発生の日から3年以内に締結することが見込めない事案については、第三者から債務承認を得る等、時効とならないよう留意してください。

(2)賠償先行事案

①被災職員に対する告知

認定時に、被災職員に対して以下の内容を告知してください。（被災職員が第三者から療養補償と同一の事由による損害賠償のみを受けることにより、基金の免責事務が完結すると見込まれる場合等を除きます。）

- ・平成 24 年 4 月 1 日以後に発生した第三者加害事案については、療養補償、一時金、年金支給事案を問わず、期限を定めず免責となること。特に、災害発生の日から3年経過後に一時金（障害補償一時金等）の支給事由が生じた場合の免責の取扱いが変更（平成 24 年 4 月 1 日以後に発生した第三者加害事案は免責）となること。

年金支給決定時に、被災職員に対して以下の内容を告知してください。

- ・示談が適正に成立し、基金が免責される額が確定した場合において、第三者から受け取った損害賠償の額が、基金が補償すべき額よりも低く、基金による補償が必要となる被災職員に対しては、基金による補償が始まるおおむねの時期。

②被災職員に対する示談締結時の助言

求償・免責事務の取扱い見直しにより、期限を定めずに免責とすることから、被災職員が損害賠償を受けようとするとき（示談を締結しようとするとき）は、示談締結前に示談の内容（損害額及び内訳）を基金に提出するよう求めた上で、以下の内容を被災職員に助言してください。

- ・損害賠償の額及びその内訳について、示談書等に必ず記載すること。
- ・損害賠償の額は、原則として、151号通知Ⅰの4による補償の事由と同一の事由ごとに、請求しうる損害額とすること。

Ⅱ 放棄の取扱いの見直し

各支部の事務負担軽減を図るため、以下のとおり放棄の取扱いを見直すこととし、平成 24 年 4 月 1 日から適用することとしました。

1 改正の主な内容

- Ⅰ 「地方公務員災害補償法第 59 条第 1 項の規定に基づき基金が取得した損害賠償請求権の行使について」（昭和 45 年 3 月 30 日地基補第 170 号、以下「170 号通知」という。）の 1 の(1)の各号（以下「特定の事由」という。）に該当する場合は、一時留保した上で災害発生の日から3年を経過しないと放棄できないとする現行

の取扱いを見直し、求償権を取得した時点において、放棄又は一時留保するか選択できることとします。

- ㉞ 170号通知の1の(2)により放棄しようとする場合において、理事長に協議することが必要となる求償額を引き上げること等の見直しを行い、支部長限りで放棄できる求償額の範囲を広げることとします。

2 改正後の放棄の取扱い

放棄の理由	放棄しようとする求償額		
	20万円以下	20万円超過 ~100万円以下	100万円超過
ア 求償額が少額でその取り立てに要する費用に満たない場合 <small>示談が成立する見込みがない場合、納入通知書送付後相当の期間を経過しても履行されない場合において、放棄する場合</small>	支部長限り	理事長協議	
イ 同僚加害の場合	支部長限り		
ウ 特定の事由に該当する場合は継続することが見込まれる場合	支部長限り		
エ その他求償することが著しく公正を欠く場合又は不可能な場合	支部長限り	理事長協議	

- ① 「放棄」は事務処理上の措置であり、その後アからエまでに該当しなくなった場合は、求償できるものである。
- ② 原則として、災害発生から3年以内に、求償するか、求償を一時留保又は放棄するかのいずれかの措置を講じることとなる。
- ③ 上記イ（いわゆる、セクハラ、パワハラ事案についてのみ）及びウにより、支部長限りで放棄したものについては、放棄額の多寡にかかわらず、4月から9月分を翌10月末までに、10月から翌年3月分を翌4月末までに、項目（事案名及び金額）のみを訟務課に報告することとする。なお、当該報告は、平成24年10月末までに行うべきものから必要となる。
- ④ 公権力に訴える措置を行う場合については、求償額に関係なく理事長協議が必要である。（現行どおり。）